

私立中学校の設置認可に関する基準の一部改正（案）の概要

千葉県総務部学事課

1 改正の理由

県では、県内に所在する私立中学校の設置認可を行うため、私立中学校の設置認可に関する基準を定めており、これまでの運用を踏まえ、適正な学校運営を図ることを目的に、私立中学校の設置認可に関する基準の改正（案）を作成しました。

2 主な改正の内容

（1）設置計画等の履行状況の確認

私立中学校の設置認可後において、認可時に提示された設置計画の適正かつ確実な履行を担保するため、必要な場合には設置計画の履行に当たり留意事項を付し、また設置計画や留意事項の履行状況を必要に応じて確認するための規定を設けます。

（2）設置認可に係る確認事項

入学対象者数が減少期にある中で、私立中学校を設置する場合の確認事項を附則で示します。

3 施行予定日

令和4年4月1日